

水銀に関する水俣条約第2回締約国会議」の結果について



The Knights

平成 30 年 11 月 19 日(月)から 23 日(金)まで、スイス・ジュネーブにおいて「水銀に関する水俣条約第2回締約国会議」が開催され、140 を超える国や地域から約 900 名が参加しました。本会合では、条約実施のための技術的ルールや運営に係る事項に関する議論が行われ、「水銀の暫定的保管に係るガイドライン」が採択されるなど、条約の詳細ルールづくりが進展しました。

概要は以下の通りです。

(1) 水銀の環境上適正な暫定的保管に関するガイドライン

専門家による検討をふまえたガイドライン案について、一部を修正し、採択されました。

ガイドラインは、水銀の保管容器の仕様、保管場所の選定等、使用を目的として一時的に保管する際に配慮すべき事項についてとりまとめています。

(2) 水銀廃棄物の閾値

対象範囲を規定する議論においては、COP3に向け会期間中に専門家会議を設置し、以下の作業を進めることが決定しました。

- ① 条約上の水銀廃棄物の3区分のうち「水銀汚染物」について閾値濃度の議論を優先的に実施すること
- ② 「廃金属水銀等」及び「水銀使用製品廃棄物」については該当する廃棄物の種類の一覧を作成するとともに濃度を用いる閾値設定の妥当性についても議論すること

(3) 条約の有効性評価

条約の有効性評価に必要となる評価指標等の設定について、専門家による会期間検討の報告をふまえ議論が行われ、さらなる情報収集と検討を行うため、COP3 に向けて引き続き会期間作業を行うことが決定しました。

(4) 汚染された場所の管理に関する手引き

条約事務局が専門家と協力してまとめた手引案については、COP3 での採択に向けて、条約事務局が追加的な情報収集を行い、改めて専門家から意見を聴取することが決まりました。

(5) 水銀の放出源の特定に関する手引き

水及び土壌への放出源の特定とその目録の作成に関し、専門家グループを設立して作業を開始することが決まりました。

(6) その他の事項

- ① 水俣条約事務局をスイス・ジュネーブに置くこと、及び廃棄物・化学物質3条約事務局等との協力・調整の下、独立の事務局として運営されることが正式に決まりました。
- ② 水銀添加製品の貿易について、世界税関機構 WCO が定める HS コードによって水銀添加製品を識別可能にすべきとの提案があり、改善について締約国・関係機関に意見を求めた後、COP3 に提出することが決定されました。

当社では、有機金属分析において実績があります。お気軽にお問合せください。

資料 [2018年11月26日付 環境省報道発表資料](#)
[2018年11月26日付 経済産業省ニュースリリース](#)

分析技術箇所 竹下尚長

The Knights of Environmental Science 上水ってどんな種類がある？

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

水道は、水道水の供給対象となる施設や受水槽の規模、またそれ以外でも、厚生労働省の要領や各都道府県の条例等で規制を受ける水道等があります。

答えは下記URLからご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR09006.pdf>

お問合せはこちら

